

社会福祉法人 明和会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業の経営
- (ト) 一般相談支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ヌ) 小規模保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人明和会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県袋井市広岡4296番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員2名の合計6名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議長)

第 14 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、4 名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、静岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、静岡県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

(3) 障害者就労支援事業

(4) 袋井北部包括支援センターの設置及び受託運営の事業

(5) サービス付き高齢者向け住宅の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人明和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	小嶋久治郎
理 事	寺田 誠一
理 事	戸倉 莞爾
理 事	石塚 弼也
理 事	橋本 健一
理 事	鈴木 平吉
理 事	八谷 祐司
監 事	寺田 亮一
監 事	八谷 きく

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

別表

(1) 建物

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 m ²	摘 要
1	静岡県袋井市広岡字向川原 4 2 9 6 番地 1	鉄骨造 陸屋根 2 階建	養護所	629.32	家屋番号4296番1の4 袋井学園 指導管理棟
2	同上 3 5 7 3 番地 同上 3 5 7 1 番地 同上 3 5 7 2 番地	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 葺 2 階建	体育館	713.77	家屋番号3573番
3	同上 3 5 7 4 番地 1 同上 4 2 9 6 番地 2	鉄筋コンクリート造 ルーフィング 葺 2 階建	養護所	665.70	家屋番号3574番1の1 袋井学園 収容棟(西館)
4	同上 4 2 6 2 番地	軽量鉄骨造 アルミニウム板 葺平家建	マイクロバス 車庫	54.05	家屋番号4262番
5	静岡県袋井市広岡字向川原 4 2 5 3 番地 2	鉄骨造合金 メッキ鋼板ぶき 平家建	作業所	89.64	家屋番号4253番2 袋井学園 作業所
6	静岡県袋井市広岡字向川原 3 5 7 4 番地 同上 3 5 7 3 番地 同上 3 5 7 4 番地 1 同上 4 2 9 6 番地 1	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板 葺 2 階建	養護所	2,272.39	家屋番号3574番 袋井学園 収容棟
7	同 上	軽量鉄骨造 合金メッキ鋼板 葺 平家建	ボンプ 室	3.02	家屋番号3574番 付属建物 1
8	静岡県磐田市向笠西字天神下 7 4 2 番地 同上 7 2 3 番地 1 同上 7 2 4 番地 同上 7 2 5 番地 同上 7 2 6 番地 同上 7 4 3 番地 同上 7 4 4 番地	鉄骨造合金 メッキ鋼板ぶき 3 階建	養護所	3,268.97	家屋番号742番 あきは寮 収容棟
9	静岡県袋井市横井字中嶋 2 3 1 番地 1 同上 2 0 4 番地 2 同上 2 1 3 番地 2 同上 2 2 7 番地 同上 2 2 8 番地 同上 2 2 9 番地 同上 2 3 0 番地 1 同上 2 3 3 番地 同上 2 3 4 番地 同上 2 3 5 番地 静岡県袋井市太田字中島 8 8 5 番地 2	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 スレート・亜鉛メ ッキ 鋼板葺 2 階建	養護所	1,680.73	家屋番号230番1 あきは寮 寮舎

別表

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 m ²	摘 要
10	静岡県袋井市横井字中嶋 2 1 9 番地	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板 葺 2 階建	作業所 倉庫	132.48	家屋番号219番 あきは寮 作業所・倉庫
11	静岡県袋井市横井字中嶋 2 3 1 番地 1 同上 2 0 4 番地 2 同上 2 1 3 番地 2 同上 2 2 7 番地 同上 2 2 8 番地 同上 2 2 9 番地 同上 2 3 0 番地 1 同上 2 3 3 番地 同上 2 3 4 番地 同上 2 3 5 番地 静岡県袋井市太田字中嶋 8 8 5 番地 2	コンクリートブロック 造 スレート葺 平家建	物置	5.95	家屋番号230番1 付属建物1
12	静岡県袋井市横井字中嶋 2 3 1 番地 1 同上 2 0 4 番地 2 同上 2 1 3 番地 2 同上 2 2 7 番地 同上 2 2 8 番地 同上 2 2 9 番地 同上 2 3 0 番地 1 同上 2 3 3 番地 同上 2 3 4 番地 同上 2 3 5 番地 静岡県袋井市太田字中嶋 8 8 5 番地 2	コンクリートブロック 造 陸屋根 平家建	機械室	8.75	家屋番号230番1 付属建物2
13	静岡県袋井市横井字中嶋 2 3 1 番地 1 同上 2 0 4 番地 2 同上 2 1 3 番地 2 同上 2 2 7 番地 同上 2 2 8 番地 同上 2 2 9 番地 同上 2 3 0 番地 1 同上 2 3 3 番地 同上 2 3 4 番地 同上 2 3 5 番地 静岡県袋井市太田字中嶋 8 8 5 番地 2	鉄骨造 スレート葺 2 階建	作業所 倉庫	208.95	家屋番号230番1 付属建物3
14	静岡県袋井市上山梨字古町 8 3 1 番地 3	鉄筋コンクリート造 スレート葺 平家建	保育所	621.10	家屋番号831番3 明和第一保育園 園舎
15	同上 8 3 1 番地 3	軽量鉄骨造 スレート葺 平家建	物置	7.60	家屋番号831番3 付属建物1

別表

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 m ²	摘 要
16	静岡県袋井市川井字坊作 9 6 3 番地 8	鉄筋コンクリート造 スレート葺 平家建	保育園	703.17	家屋番号963番8 明和第二保育園 園舎
17	静岡県袋井市宇刈字時ヶ谷 8 5 0 番地 1 8 5 0 番地 1 先	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 2階建	養護所	2,114.82	家屋番号850番1 明和苑 苑舎
18	同上 8 5 0 番地 1 8 5 0 番地 1 先	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 平家建	霊安室	29.43	家屋番号850番1 付属建物1
19	同上 8 5 0 番地 1 8 5 4 番地 8 5 5 番地 6 8 5 8 番地 2 8 5 8 番地 9	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造瓦葺 2階建	養護所	1,788.16	家屋番号850番1の2 明和苑 苑舎
20	同上 8 5 0 番地 1 8 5 4 番地 8 5 5 番地 6 8 5 8 番地 2 8 5 8 番地 9	鉄筋コンクリート・ スレート葺 平家建	機械室	13.82	家屋番号850番1の2 付属建物1
21	静岡県袋井市下山梨字鶴田 2 0 5 4 番地 2	軽量鉄骨造 スレートぶき 2階建	グループ ホーム	197.49	家屋番号2054番2 山科ホーム 居宅
22	静岡県袋井市泉町二丁目 1 0 番地 1 3	木造スレート葺 2階建	居宅	122.96	家屋番号10番13の2 泉町ホーム 居宅
23	静岡県袋井市広岡字向川原 4 2 5 0 番地 2	木造スレート葺 2階建	居宅	170.58	家屋番号4250番2 あすなろホーム 居宅
24	静岡県袋井市久能字東山 2 9 9 1 番地 1	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺 平家建	保育園	813.50	家屋番号2991番1 めいわ可睡保育園 園舎
25	同上 2 9 9 1 番地 1	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺 平家建	保育園	99.19	家屋番号2991番1 めいわ可睡保育園 付属建物1
26	同上 2 9 9 1 番地 1	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼 板葺 平家建	物置	14.74	家屋番号2991番1 めいわ可睡保育園 付属建物2
27	静岡県袋井市泉町二丁目 1 0 番地 5	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺 2階建	作業所	805.24	家屋番号10番5 ワークスつばさ 建物
28	静岡県袋井市泉町二丁目 1 0 番地 5	鉄骨造合金 メッキ鋼板ぶき 2階建	作業所	98.63	家屋番号10番5の2 ワークスつばさ 作業所

別表

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 m ²	摘 要
29	静岡県袋井市泉町二丁目 10番地16、10番地17	木造スレート葺 2階建	保育所	107.94	家屋番号10番16 明和保育園オハナ 園舎
30	静岡県袋井市泉町二丁目 10番地21、10番地19	鉄骨造陸屋根 スレート葺 4階建	居宅 事務所	243.22	家屋番号10番21 ワークスつばさ 作業所
31	静岡県袋井市月見町12番地3	木造セメント かわらぶき 2階建	グループ ホーム	192.93	家屋番号12番3 月見ホーム 建物
32	静岡県袋井市広岡字烏森 3266番地1	鉄骨造合金 メッキ鋼板ぶき 平家建	デｲサービス センター	349.92	家屋番号3266番1 明和からす森 デイサービスセンター建物
33	静岡県袋井市泉町二丁目 10番地13	鉄骨造 スレート葺 平家建	事務所	154.96	家屋番号10番13の1 ワークスつばさ 作業所
34	静岡県袋井市上山梨六丁目 6番地7 同上 6番地1 同上 6番地2 同上 6番地3 同上 6番地4 同上 6番地5 同上 6番地6 同上 6番地8 同上 6番地9	鉄骨造合金 メッキ鋼板ぶき 平家建	保育所	1,246.15	家屋番号6番7 めいわ月見保育園 園舎
35	静岡県袋井市深見字北浦 1772番地、1764番地	木造合金 メッキ鋼板ぶき 平家建	老人ホーム	264.00	家屋番号1772番 明和ふかみの家 建物
36	静岡県袋井市深見字北浦 1651番地1	木造合金 メッキ鋼板ぶき 平家建	作業所	76.00	家屋番号1651番1 袋井学園 作業所
37	静岡県磐田市豊岡字江口 6605番地61	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根・ 合金メッキ鋼板 ぶき2階建	保育所	1,920.24	家屋番号6605番61 めいわ竜洋保育園 園舎

別表

(2) 土地

番号	所 在	面積 m ²	摘 要
1	静岡県袋井市広岡字向川原3574番	1,556.61	宅地 袋井学園 収容棟敷地
2	静岡県袋井市広岡字向川原3574番1	1,009.21	〃 〃 〃
3	静岡県袋井市広岡字向川原4290番	694.05	〃 〃 運動場敷地
4	静岡県袋井市広岡字向川原4288番	132.77	〃 〃 敷地
5	静岡県袋井市広岡字向川原3573番	533.18	〃 〃 体育館敷地
6	静岡県袋井市広岡字向川原4260番	209.38	〃 〃 〃
7	静岡県袋井市広岡字向川原4296番1	1,901.32	〃 〃 園舎敷地
8	静岡県袋井市広岡字向川原4261番	140.00	〃 〃 〃
9	静岡県袋井市広岡字向川原4250番1	1,297.98	〃 〃 駐車場
10	静岡県袋井市広岡字向川原4262番	695.00	〃 〃 〃
11	静岡県袋井市広岡字三ヶ野田2898番	830.00	〃 〃 通路及び花壇
12	静岡県袋井市広岡字向川原4250番2	330.02	〃 あすなろホーム 敷地
13	静岡県袋井市広岡字向川原4332番	325.00	畑 袋井学園 農業実習地
14	静岡県袋井市広岡字向川原4253番1	646.00	〃 〃 〃
15	静岡県袋井市広岡字向川原4253番2	632.45	宅地 袋井学園 作業棟敷地
16	静岡県袋井市広岡字向川原4319番	327.00	畑 袋井学園 農業実習地
17	静岡県袋井市広岡字向川原4264番	197.00	〃 〃 〃
18	静岡県袋井市広岡字向川原4298番	407.00	〃 〃 〃
19	静岡県袋井市広岡字向川原4252番	17.28	宅地 袋井学園 作業棟敷地
20	静岡県袋井市広岡字向川原4326番	688.00	畑 袋井学園 農業実習地
21	静岡県袋井市広岡字向川原4325番	309.00	〃 〃 〃
22	静岡県袋井市広岡字三ヶ野田2945番2	740.00	〃 〃 〃
23	静岡県袋井市広岡字三ヶ野田2958番	647.00	〃 〃 〃
24	静岡県袋井市広岡字鳥森3367番	697.00	〃 〃 〃
25	静岡県袋井市広岡字前畑3841番1	247.00	〃 〃 〃
26	静岡県袋井市広岡字向川原4286番	323.13	宅地 袋井学園 作業棟敷地
27	静岡県袋井市横井字中嶋204番2	9.36	雑種地 あきは寮 施設内道路敷
28	静岡県袋井市横井字中嶋213番2	22.00	〃 〃 重度棟敷地
29	静岡県袋井市横井字中嶋213番3	3.89	〃 〃 〃
30	静岡県袋井市太田字中島885番2	22.00	〃 〃 施設内道路敷
31	静岡県袋井市横井字中嶋220番	619.00	畑 〃 農業実習地
32	静岡県袋井市横井字中嶋222番2	213.00	〃 〃 〃
33	静岡県袋井市横井字中嶋196番1	234.00	〃 〃 〃
34	静岡県袋井市横井字中嶋230番3	787.32	宅地 〃 通路及び敷地
35	静岡県袋井市横井字中嶋218番	803.45	〃 〃 敷地
36	静岡県袋井市横井字中嶋229番	485.00	〃 〃 重度棟敷地
37	静岡県袋井市横井字中嶋231番1	1,440.00	〃 〃 研修棟及び重度棟敷地
38	静岡県袋井市横井字中嶋232番	954.00	〃 〃 敷地
39	静岡県袋井市横井字中嶋236番	886.00	〃 〃 通路及び花壇
40	静岡県袋井市横井字中嶋233番	1,024.00	〃 〃 管理棟敷地、駐車場及びグラウンド
41	静岡県袋井市横井字中嶋234番	531.00	〃 〃 〃
42	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1026番	322.00	畑 〃 農業実習地
43	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1025番1	917.00	〃 〃 〃
44	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1025番2	44.00	〃 〃 〃
45	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1025番3	8.12	畑 〃 農業実習地

別表

番号	所 在	面積 m ²	摘 要
46	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1027番	566.00	畑 あきは寮 農業実習地
47	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1021番	1,074.00	田 " "
48	静岡県磐田市向笠西字天神上15番	322.00	畑 " "
49	静岡県磐田市向笠西字天神上19番2	307.00	畑 あきは寮 農業実習地
50	静岡県磐田市向笠西字天神下741番	580.00	" " "
51	静岡県磐田市向笠西字天神下746番	594.00	宅地 " 倉庫(実習用)用地
52	静岡県磐田市向笠西字天神下722番	395.00	宅地 " 敷地
53	静岡県磐田市向笠西字天神下745番	99.00	畑 " 農業実習地
54	静岡県磐田市向笠西字天神下742番	872.00	宅地 " 収容棟敷地
55	静岡県磐田市向笠西字天神下743番	387.00	" " "
56	静岡県磐田市向笠西字天神下744番	870.00	" " "
57	静岡県磐田市向笠西字天神下723番1	931.00	" " "
58	静岡県磐田市向笠西字天神下724番	535.00	" " "
59	静岡県磐田市向笠西字天神下725番	491.00	" " "
60	静岡県磐田市向笠西字天神下726番	393.00	" " "
61	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1030番2	514.00	畑 " 農業実習地
62	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1028番	546.00	畑 " 農業実習地
63	静岡県磐田市向笠竹之内字中島1018番	518.00	田 " 農業実習地
64	静岡県袋井市宇刈字時ヶ谷858番2	103.19	宅地 明和苑 敷地
65	静岡県袋井市宇刈字時ヶ谷854番	436.36	" " "
66	静岡県袋井市宇刈字時ヶ谷855番6	63.12	" " "
67	静岡県袋井市宇刈字時ヶ谷858番9	21.26	" " "
68	静岡県袋井市宇刈字時ヶ谷858番16	21.51	" " "
69	静岡県袋井市下山梨字鶴田2054番2	208.90	" 山科ホーム "
70	静岡県袋井市泉町二丁目10番5	895.52	" ワークスつばさ "
71	静岡県袋井市泉町二丁目10番11	84.88	" " 作業所敷地
72	静岡県袋井市泉町二丁目10番12	243.79	" " "
73	静岡県袋井市泉町二丁目10番13	924.08	" " "
74	静岡県袋井市泉町二丁目10番16	71.54	" 明和保育園オハナ 園舎敷地
75	静岡県袋井市泉町二丁目10番17	64.00	" " "
76	静岡県袋井市泉町二丁目10番18	113.13	" ワークスつばさ 作業所敷地
77	静岡県袋井市泉町二丁目10番19	25.00	" " "
78	静岡県袋井市泉町二丁目10番21	137.00	" " "
79	静岡県袋井市泉町一丁目8番9	278.45	" " 敷地
80	静岡県袋井市深見字北浦1764番	1,304.37	" 明和会 "
81	静岡県袋井市深見字北浦1772番	452.10	" " "
82	静岡県袋井市深見字北浦1651番1	876.30	宅地 " "
83	静岡県袋井市深見字北浦1651番2	507.00	田 " "
84	静岡県袋井市広岡字烏森3233番	162.00	畑 明和からす森 "
85	静岡県袋井市広岡字烏森3266番1	762.60	宅地 " "
86	静岡県袋井市広岡字烏森3302番	104.31	" " "
87	静岡県袋井市広岡字三ヶ野田2901番	474.00	畑 袋井学園 農業実習地
88	静岡県袋井市広岡字三ヶ野田2919番	103.00	" " "
89	静岡県袋井市広岡字三ヶ野田2945番1	906.00	" " "